

広島市人事委員会規則第7号

令和8年3月26日

広島市人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

広島市人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

広島市人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年広島市人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市人事委員会情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この規則は、広島市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年広島市条例第55号）の施行に関し必要な事項のうち広島市人事委員会に係る手続等に関するものを定めるとともに、広島市人事委員会に係る他の手続及び法令の手続を情報通信技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

第2条の前の見出しを「(情報通信技術による手続)」に改め、同条を次のように改める。

第2条 広島市人事委員会に係る手続等、他の手続及び法令の手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合については、市長の事務部局の例による。

第2条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。